

プレハブ仮設住宅の有効活用方針（案）

1 目的

県所有のプレハブ仮設住宅のうち、長期利用が可能で比較的容易に移築できるプレハブ建築協会の住宅部会で整備したユニットタイプの物件を対象とし、県事業（住戸や更衣室等）及び市町村事業で活用するほか、各種団体や民間企業に対しても譲渡し、有効活用することにより廃棄物の削減を図る。

また、倉庫等については、通常プレハブ仮設住宅のユニットタイプを活用する。

2 有効活用するプレハブ仮設住宅

（1）有効活用対象プレハブ

セキスイハイム(住宅メーカー ユニットタイプ)

設置市町	整備戸数	集会所	供与終了見込み戸数				備考
			H28	H29	H30	H31	
気仙沼市	114	1		30	84		
名取市	182	1				182	
亘理町	272	1	200	72			
山元町	106	1		106			
南三陸町	108			24	84		
合計	782	4	200	232	168	182	

トヨタホーム(住宅メーカー ユニットタイプ)

設置市町	整備戸数	集会所	供与終了見込み戸数				備考
			H28	H29	H30	H31	
石巻市	114			60	54		
気仙沼市	80	1				80	
	92	1			92		岩手県に設置
南三陸町	58			58			登米市に設置
合計	344	2	0	118	146	80	

三協フロンティア(通常プレハブ ユニットタイプ)

設置市町	整備戸数	集会所	供与終了見込み戸数				備考
			H28	H29	H30	H31	
石巻市	217	1	0	177	40	0	
塩竈市	27			27			
気仙沼市	214	0	8	92	72	42	
東松島市	57	0	0	29	28	0	
女川町	9				9		
南三陸町	217	0	22	142	53	0	
合計	741	1	30	467	202	42	

（2）移築経費及び移築方法

資料1「プレハブ仮設住宅仕様別移築費一覧」のとおり

3 県での有効活用事業

前年度に庁内各課室に照会し、有効活用実施計画書の提出を求め、関係課と協議の上、有効活用事業を決定する。（平成28年度活用分は当該年度に照会し、9月補正で予算措置）

移築工事実施にあたっては、事業決定後に震災援護室で予算措置し、移築工事をプレハブ建築メーカーに発注する。

また、設計などについては、震災援護室において対応するものの、土木部からの技術協力を得る

ものとする。

なお、工事完了後は、事業担当課において公有財産登録等の手続きを行うものとする。

主な用途例・・・職員宿舍等（住戸利用）、
主に人が出入りする施設（待機所や詰め所など）
県民からの設置要望がある施設（スポーツ施設の更衣室など）など

4 市町村への譲渡

市町村や自治会、公益性が認められる団体については、平成27年3月27日付け震援第180号の「供与を終了したプレハブ応急仮設住宅の無償譲渡について」の通知に基づき、市町村に譲渡し再活用が可能である。県では、随時相談を受け付ける。

なお、有効活用対象プレハブについては、年度ごとに市町村に照会する。（平成28年6月22日付け震援第73号保健福祉部長照会）

移築にかかる経費については、市町村が負担するもの。

主な用途例・・・企業誘致した社員や子育て世帯に対する定住促進住宅
生活困窮者のための低所得者住宅
DV被害者などのシェルター
町内会の集会所など

5 各種団体への譲渡

県所管の公益団体に対しては、団体を所管する課室において情報提供を行い、震災援護室において譲渡決定する。

市町村所管団体で公益性が認められる場合については、随時相談を受け付け譲渡する。

なお、公益性の判断が難しい団体については、民間企業等への譲渡と同様、公募による対応とする。

6 民間企業等への譲渡

県や市町村等で再利用しても余剰がある場合は、ホームページ等で公募し、申込書の内容を審査し、譲渡決定する。

譲渡対象とする企業等は、次の各号のいずれかに該当する企業とする。

- (1) 東日本大震災で被災した県内の企業
- (2) みやぎ企業立地奨励金を交付されている企業
- (3) 民間投資促進特区により税制上の特例措置を受けている企業
- (4) 従業員宿舍などの整備に対して県の補助認定を受けた企業
- (5) その他県の地域振興に資する用途でプレハブ仮設住宅を再活用する企業

7 問い合わせ先

保健福祉部震災援護室 仮設住宅調整第一班 電話 022-211-2675

(参考) これまでのプレハブ仮設住宅の有効活用事例

南三陸町：町独自で設置した木造のプレハブ仮設住宅5戸を定住促進住宅として活用

医療法人：グループホーム型のプレハブ仮設住宅を診療所として活用

社会福祉法人：グループホーム型のプレハブ仮設住宅を施設の倉庫として活用

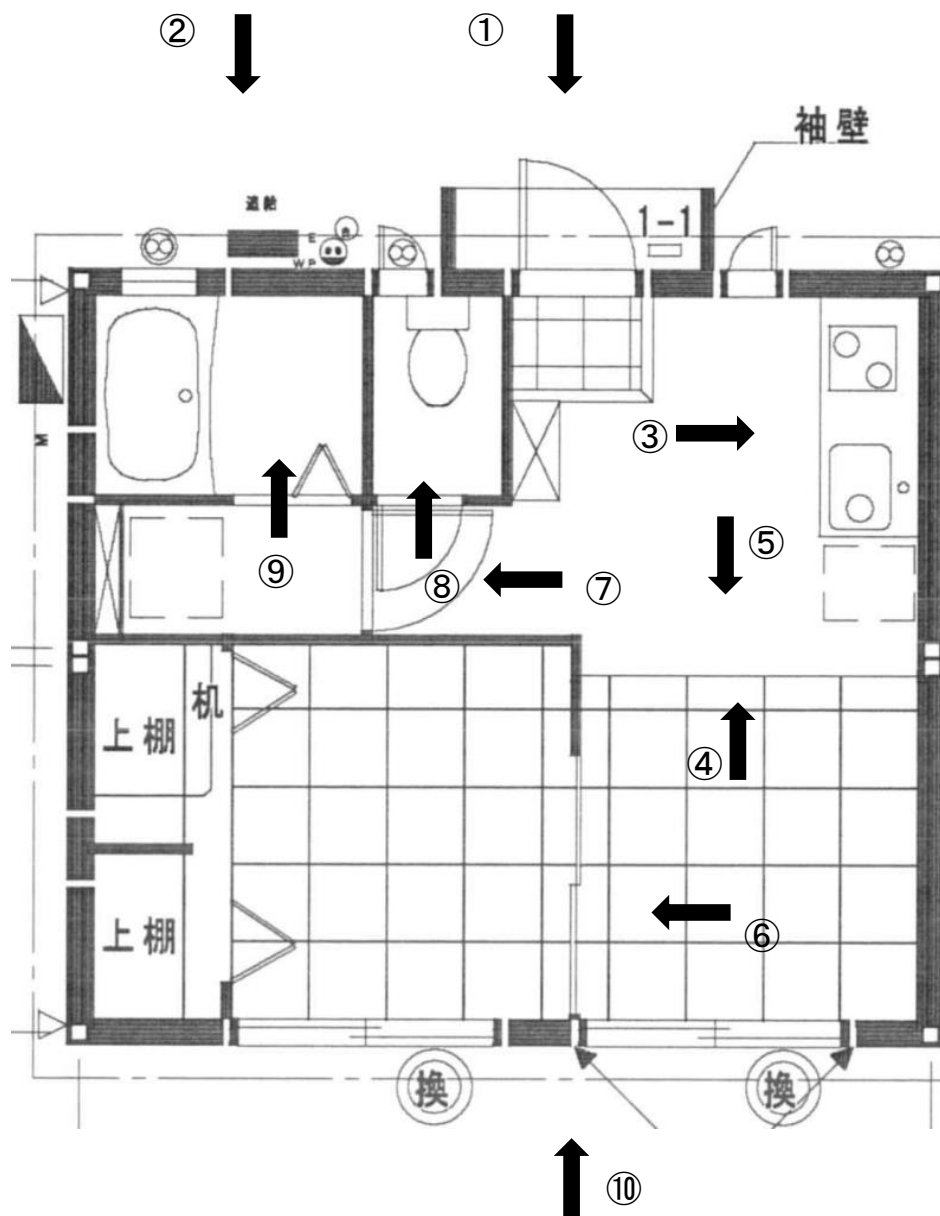
プレハブ有効活用業務スケジュール

年 月	県利用	市町村利用	各種団体（企業）利用
H28年 6月	庁内事業提案とりまとめ 関係課室ヒアリング 参考見積書徴収 建築宅地課協議	H28年度市町村利用照会	
7月	↓ 財政課協議 対象事業決定 予算措置（9月補正）	↓ 市町村利用とりまとめ	庁内関係団体所管課への利用照会 随時対応
8月		市町村利用決定 譲渡手続き	H28年度譲渡対象団地公募
9月		※譲渡手続きの流れ ①譲与契約書締結 ②財産の廃棄 ③譲渡先による移設 ④移設完了確認 ⑤外構解体及び土地の 原状復旧（県施工）	公募とりまとめ 公募内容審査
10月	↓ 予算確定 移築先の用地の受け入れが整 い次第、順次移築工事を発注 ↓ 移築完了後、財産管理換 H29年度事業庁内照会		譲渡先及び譲渡戸数決定 譲渡手続き ※譲渡手続きの流れ ①譲与契約書締結 ②財産の廃棄 ③譲渡先による移設 ④移設完了確認 ⑤外構解体及び土地の 原状復旧（県施工）
11月	↓ H29年度対象事業決定 H29年度予算措置		
12月			所管団体や法人相談随時対応
H29年 1月		H29年度市町村 利用照会	
2月		↓ 市町村利用決定 譲渡手続き	
3月	↓ H29年度予算内示		

移築工事随時発注

有効活用対象住戸間取り及び写真

セキスイハイム 仮設住宅(2DK)



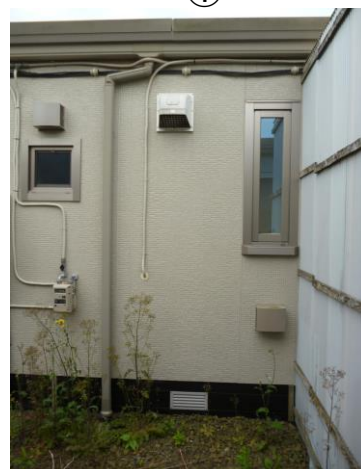
①



①



②



②



③



④



⑤



⑥



⑥



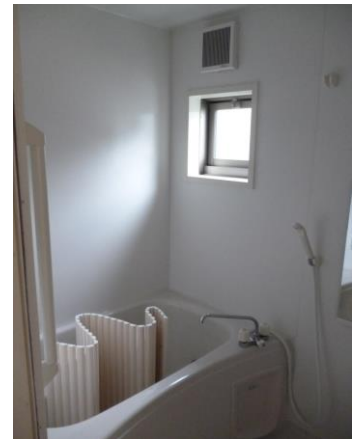
⑦



⑦



⑧



⑨



⑨



⑩



⑩



⑩



物置